

# 第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画 策定方針

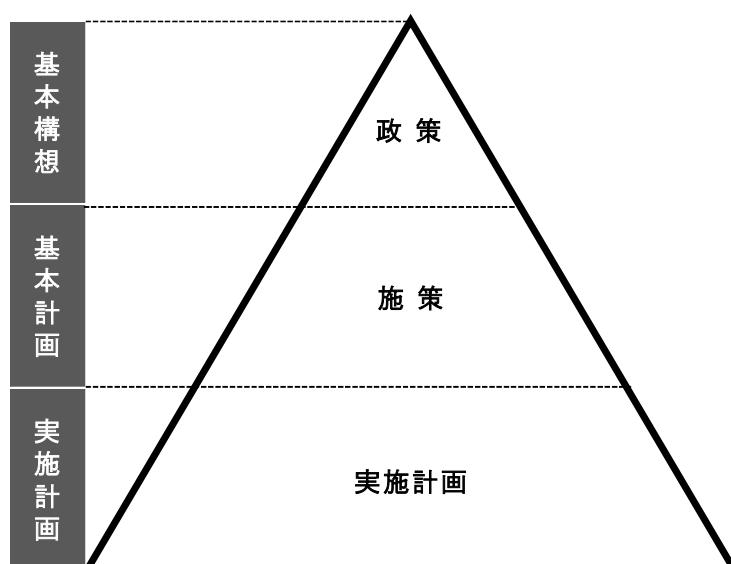
## 1 計画策定の趣旨

第6次芦屋町総合振興計画（以下、「総合振興計画」）は、長期的な展望のもと町の将来像を明確にし、その実現に向けた基本的な考え方や方針を総合的、体系的にまとめた町の最上位計画であり、当町の経営方針です。

総合振興計画前期基本計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となります。このため、前期基本計画の評価を踏まえ、令和6年度から令和7年度にかけて総合振興計画後期基本計画の策定をするものです。

## 2 計画の構成・期間

### （1）計画構成図



### （2）計画期間

- ① 基本構想：10年間（令和3年度から12年度）
- ② 基本計画（前期基本計画・後期基本計画で構成）
  - ア) 前期基本計画：5年間（令和3年度から令和7年度）
  - イ) 後期基本計画：5年間（令和8年度から令和12年度）
- ③ 実施計画：3年間（毎年度ローリング方式で実施）



### 3 計画の策定体制

総合振興計画後期基本計画の策定は、住民参画のもと全職員が関わり、策定過程を通じて住民と行政との共通認識が図れるよう、次の体制で実施することとします。

#### (1) 芦屋町議会

必要に応じて議会全員協議会で、適宜報告します。

#### (2) 芦屋町総合振興計画審議会

芦屋町総合振興計画審議会条例に基づき、後期基本計画に関する事項を当該審議会に諮問し、その答申内容を計画に反映するものとします。

審議会委員については、芦屋町総合振興計画審議会条例の規定に基づき委嘱します。

#### (3) 住民参画

広く住民の意見や提案を反映させるため、次に掲げる住民等の意見を広く汲み取る機会を設け、住民参画に努めます。

- ① 住民アンケート（コミュニティ活動状況調査）
- ② 団体ヒアリング
- ③ パブリックコメント など

#### (4) 庁内策定体制

##### ① 政策会議

- ・構 成：10名（町長、副町長、教育長、ボートレース事業局長、課長6名で構成）
- ・所 掌：総合振興計画後期基本計画（案）の決定、計画案の決定に必要となる事項の審議など

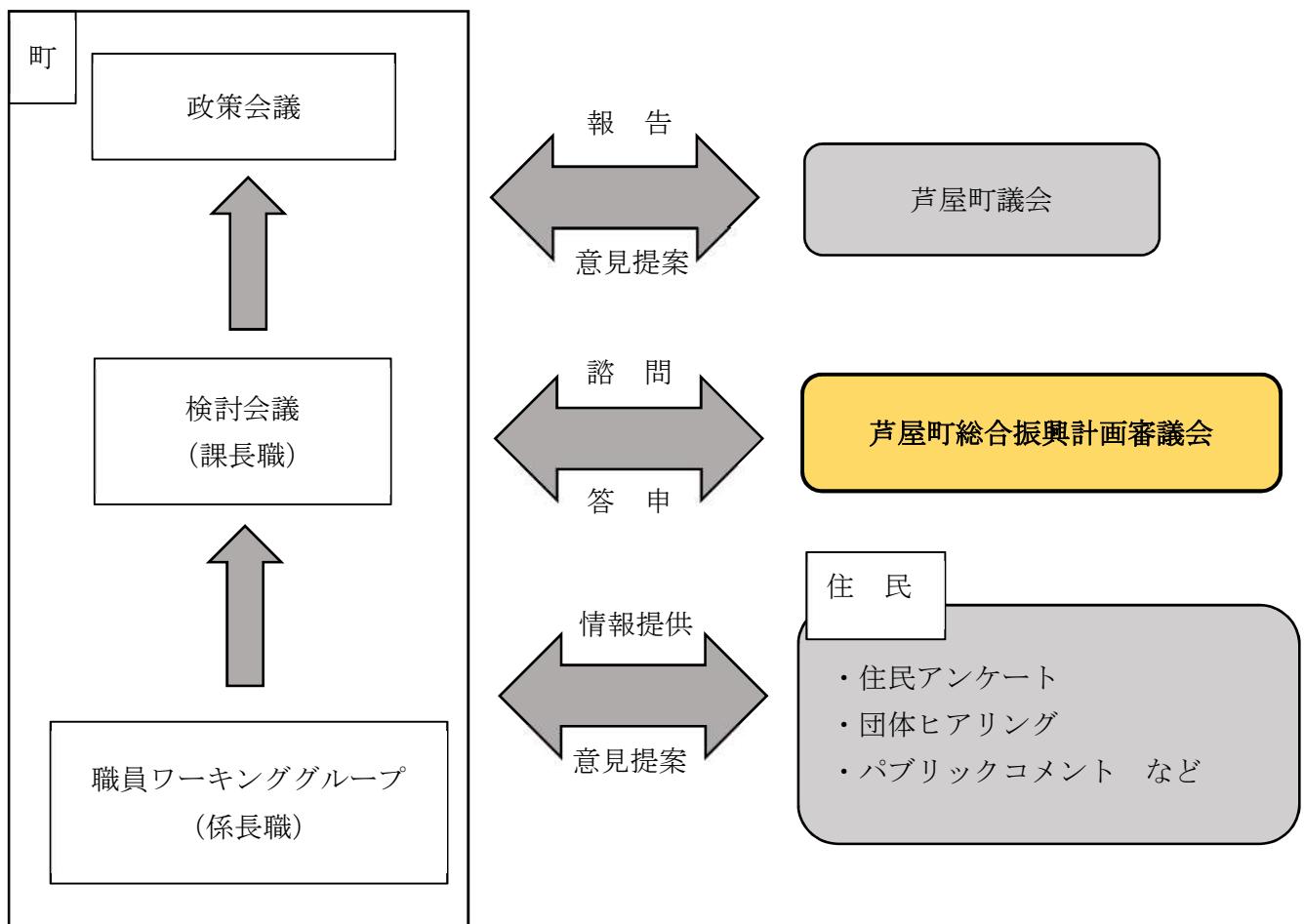
##### ② 検討会議

- ・構 成：19名（全課長職で構成）
- ・所 掌：総合振興計画後期基本計画（案）の作成、計画案の作成に必要となる事項の審議など

##### ③ 職員ワーキンググループ

- ・構 成：34名（本庁全係長職+ボートレース事業局の庶務係長で構成）
- ・所 掌：総合振興計画後期基本計画（案）の作成に必要となる基礎資料の収集や分析、計画素案の作成など

### 〈策定体制図〉



#### 4 策定スケジュール **資料 1-2**

総合振興計画後期基本計画は、令和 6 年度から令和 7 年度の 2 カ年にわたって策定していきます。

令和 6 年度は、住民アンケート（コミュニティ活動状況調査）の実施を行い、本格的な計画策定は令和 7 年度に行います。